

独立行政法人労働者健康福祉機構の 中期目標期間の業務実績の暫定評価結果

平成 2 5 年 8 月 2 8 日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 中期目標期間（平成 21 年 4 月～平成 26 年 3 月）業務実績について

（1）評価の視点

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、平成 16 年 4 月、特殊法人労働福祉事業団の解散により、独立行政法人として発足した。

本評価は、平成 21 年 2 月に厚生労働大臣が定めた第 2 期中期目標（平成 21 年度～平成 25 年度）全体の業務実績について評価を行うものであり、評価結果を次期中期目標等に反映させる観点から、中期目標期間の最終年度に暫定的に実施するものである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、各年度の業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日同委員会。以下「政・独委評価の視点」という。）やいわゆる 2 次意見等も踏まえ、暫定評価を実施した。

（2）中期目標期間の業務実績全般の評価

機構は、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図ることを通じて、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。この目的を達成するため、具体的には、労災病院、産業保健推進センター、リハビリテーション施設等の運営により、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供を行うとともに、労災疾病等の研究・開発により得られた予防法・治療法のモデルを労災指定医療機関等に対して普及を図るほか、国の産業保健関係助成金、未払賃金立替払などの各事業を通じ、国の労働政策と密接に連携した多様な事業を効率的に運営していくことが求められている。

業務運営に関しては、労災病院事業において、急性期に対応した高度・専門的医療の提供、地域医療支援の一層の推進、労災疾病研究では、アスベスト関連疾患・粉じん等による呼吸器疾患分野において国内の労災指定医療機関等に対する成果の普及に加え、アジア諸国への普及の取組などが認められ、また、産業保健推進センター事業では、産業医等に対する専門的な研修・相談等の積極的な取組を行ったほか、未払賃金立替払事業では支払処理日数及び累積回収率について過去最高の実績を達成しており、さらに、東日本大震災時における被災地への全国の労災病院からの医療チームの派遣や、胆管がん問題への迅速な対応等、多様な事業を担いつつ、その取組には積極的な姿勢が認められる。

また、業務運営の効率化、収支改善等に向けた取組については、理事長のリーダーシップの下、医療機器の共同購入の実施、給与カーブのフラット化、後発医薬品の採用拡大等により事業費等の削減を行う一方、新たな施設基準取得、医師確保等により収入を確保するなど、組織が一丸となって、効率的に取り組

み、着実に成果をあげている。

これらを踏まえると、中期目標期間の業務実績については、機構の設立目的に沿って、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。

- ① 労災病院の運営等の各種事業については、労災病院グループが勤労者医療の中核的な役割を果たす医療機関であるとともに、地域医療の中核的医療機関でもある場合が多いことから、地域の医療機関等に対し、労災疾病等研究の成果である労災疾病等に関する診断・治療法等の積極的な普及活動や実用化に向けた取組をさらに進めるなど、地域の実情を踏まえつつ、地域医療連携を更に強化し、事業を進めることが必要であるとともに、産業保健推進センターにおける研修業務を通じた産業保健活動の現場への還元の一層の取組、メンタルヘルス不調者の職場復帰の支援など社会的なニーズに的確に対応した活動など、医師等の職場環境にも配慮しつつ、更に積極的な取組が進められることを期待する。
- ② 機構の財務内容については、厚生年金基金資産減少に伴う退職給付費用の増等の影響はあるものの、平成 22 年度以降 3 年連続で経常損益について黒字を確保するなど、着実な改善が見られる。今後、なお一層の経営改善を推し進め、繰越欠損金の解消に向けた計画的な取組を期待する。

なお、第 2 期中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については 2 のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

① 機構の組織運営体制の見直し

機構本部に設置している経営改善推進会議や個別病院協議等による本部の経営指導・支援体制の強化に取り組むとともに、医師不足への対応や医療材料・医療機器の共同購入等を促進した。

また、各労災病院が計画した経営目標の進捗状況についても、本部が適宜フォローアップ等を行い、理事長自らが個別に病院長と協議するなど、業務運営の効率化に向けて、本部のガバナンスを発揮し、着実に成果をあげている。

なお、今後は、個別の病院毎に評価を行う取り組みについても検討を行うことを期待する。

② 一般管理費、事業費等の効率化

一般管理費（退職手当を除く。）及び事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）の削減については、平成 20 年度を

起点として、一般管理費については毎年度3%程度削減し、5年間で15%を、事業費については毎年度2%程度を削減し、5年間で10%に相当する額をそれぞれ削減することが目標となっているが、人件費の削減、随意契約の見直し等による調達コストの削減、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づく、産業保健推進センターの段階的集約化等に取り組んだ結果、平成24年度においては、平成20年度に比べ、一般管理費は12.1%削減、事業費は42.5%削減するなど、効率化が図られ、着実に取組が進んでいると評価できる。

また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの総支出に占める運営費交付金の割合は、診療収入の増等による自己収入の確保に努めつつ、事業費等の削減に取り組んだ結果、平成20年度の水準を維持し、中期計画に沿った着実な成果を上げたと言える。

（2）国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

業務の質の向上、職員の士気の向上等のために、第1期中期目標期間初年度から内部業績評価制度を導入しているが、その定着に向け、全ての事業・施設において、BSC（注1）を作成し、SWOT分析（注2）等を活用している。

また、機構独自に外部有識者による業績評価委員会を年2回開催するなど、内部評価及び外部有識者の評価により、的確にPDCAサイクルマネジメントを実施したことは評価できる。

各事業における取組事項に関する主な評価は、以下のとおりである。

注1）BSC（バランス・スコアカード）…経営マネジメントツールの一つで、達成目標、評価指標及び行動計画等を「利用者の視点」、「財務の視点」、「質の向上の視点」、「効率化の視点」、「組織の学習と成長の視点」の5つの視点から策定したカードのこと。

注2）SWOT分析…組織や外的環境における、強み（Strengths）、弱み（Weaknesses）、機会（Opportunities）、脅威（Threats）を評価するための分析手法。

① 労災疾病等に係る研究開発の推進等

労災病院グループでは、産業活動に伴い、依然として多くの労働災害が発生している疾病や、産業構造等の変化により、勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病について、産業保健関係者とのネットワークを活用しながら、蓄積された多数の労災疾病等に係る臨床データや、疾病と職業の関連性に関する情報などを基礎として、労災病院のミッションに基づいた特色ある労災疾病等13分野において、大学等の研究で取り上げられにくい分野を含めた医学研究・開発や、その成果の普及を進めている。

その中でも、アスベスト関連疾患・粉じん等による呼吸器疾患に関する診断、治療法等については、モンゴル、中国等のアジア諸国からも注目されており、国内はもとより国外においても研究成果の普及活動に積極的に力を注いでいることは高く評価できる。

また、疾病の治療と就労の両立支援の研究や、勤労者のメンタルヘルスの研究は、労災病院のミッションに沿った具体的な取組として評価できる。

なお、これらの研究成果の現場への還元についても、工夫がなされているものの、例えば産業医向け研修等への応用等、今後は更なる取組を期待する。

② 勤労者医療の中核的役割の推進

ア 高度・専門的医療の提供

労災病院では、地域がん診療連携拠点病院、災害拠点病院、地域医療支援病院等の認定を受ける病院の増加等に取り組んでおり、地域における中核的医療機関としての体制構築・強化を着々と進めていることは評価できる。

また、7対1看護体制の充実等、急性期医療に対応する体制を強化し、医療の高度・専門化に向けて努力していることが認められる。更なる高度・専門的医療の推進に向け、優秀な人材の確保のため、医師の確保から研修機会の提供、医師事務作業補助や育児のための短時間勤務制度など働きやすい環境づくりの提供という相互連関の視点から取り組んでいる他、認定看護師の急速な増加や、学会への積極的参加、クリニカルパスの適用率向上、DPC対象病院の整備は高く評価する。

なお、労災病院全体の取組としては評価されるものの、個々の労災病院には地域の医療事情等による医療提供体制の差異があるので、地域の特性に応じた個々の労災病院毎のミッションの再定義と、それに基づいた対応について期待したい。

イ 勤労者医療の地域支援

勤労者医療の地域支援の推進については、地域医療連携室において、各地域の労災指定医療機関等の医師に対してニーズ調査を行い、この調査結果を踏まえて、時間外受付、休日受付、FAX・メール・連携システム等による紹介患者の受付など業務改善に取り組み、患者紹介率、逆紹介率、症例検討会・講習会参加人数、受託検査件数等の目標数値を全て達成していることは高く評価できる。今後は、労災病院独自の特色ある地域医療への貢献のあり方についても検討を期待する。

ウ 行政機関等への貢献

行政機関等への貢献については、東京電力福島第一原子力発電所における労働者の健康管理等のため、国からの要請に基づき、Jヴィレッジ内の診療所に対し、平成23年5月以降、全国の労災病院から継続的に医師を派遣するなど、東日本大震災への対応に関する貢献は顕著である。

平成24年度においては、大阪の印刷事業場に係る労災請求に端を発した「胆管がん問題」に対して、全国の産業保健推進センター等に相談窓口を設置するとともに、当該窓口で相談を受けた労働者のうち、職業性胆管がんが疑われる労働者に対しては、29の労災病院で相談・診療が可能な体制を整えたことは、機構ならではのネットワークを活かした取組であり、高く評価できる。

また、労災病院に設けられているアスベスト疾患センターにおけるアスベスト

小体計測の実施、健康診断・健康相談への対応、全国で医師等を対象とした石綿診断技術研修会を実施し、診断技術の普及を行うなど、労災病院としての特色ある取組を行ったことは高く評価できる。

さらに、国が設置した審議会等への参画及び国の要請に応じた地方労災医員等の医員・委員の受嘱のほか、労災認定等に係る意見書作成についても、迅速化に取り組んでおり、行政機関等への貢献を着実にやっている。

エ 過労死予防等の推進

勤労者の過労死予防対策については、勤労者予防医療センター(部)において、過労死予防対策、メンタルヘルス不調予防対策、勤労女性の健康管理対策について取組を行っているが、勤労者の利便性の向上を図るため、指導・相談等を時間外・休日にも行うとともに、企業等の要望により出張による指導も積極的に行ったこと等により、目標数値を全て達成し、高い利用者満足度を得ていることは評価できる。

また、メンタルヘルス不調者への職場復帰支援の取組については、社会的なニーズも増加していることから、現在、横浜労災病院で試行している「職場訪問型職場復帰支援」活動は、より現場に近い取組として評価できる。今後も一層の体制整備を進めるとともに、それらの支援ケースを踏まえ、効果的な支援プログラムを構築するとともに、知見をより整え、行政も含め関係機関に対する一層の働きかけを期待する。

③ 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターでは、重度の障害を受けた方の社会復帰に向けた取組として、重度の障害や併発する疾病に対応するために、複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、MSW(メディカルソーシャルワーカー)などが連携したチーム医療による患者毎の障害に応じたプログラムの作成・実践等による専門的なリハビリテーションが行われている。

また、退院後のQOLの向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、退院前の家庭訪問等による在宅就労の支援等のケアまで幅広く一貫したサポートを実施しており、その結果、社会復帰率や患者満足度調査において目標数値を達成しており、全般的には適正に運営されていると評価できる。

労災リハビリテーション作業所の運營業務については、入所者ごとに障害特性や希望に応じた社会復帰促進プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施、入所者に対する就職情報の提供など、社会復帰に向けた必要な支援を行ったことにより、社会復帰率の目標を達成したことは高く評価できる。

なお、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)により、「現入居者の退去先を確保しつつ順次廃止する」こととされており、順次廃止を進めることになるが、退所先の確実な確保については、引き続き万全を期してい

ただきたい。

④ 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進

産業保健推進センターでは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、産業保健推進センターを段階的に集約化することとされており、平成 24 年度末には 15 力所に集約化しているが、本部や近隣の産業保健推進センターによる支援等により、産業医等の産業保健関係者等に対して行う実践的・専門的な研修・相談の充実、産業保健関係情報の提供・普及の取組に対して、その研修回数、相談件数、ホームページアクセス件数について、目標を達成していることは、高く評価できる。

また、産業保健推進センターに係る運営費交付金（退職手当を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成 20 年度実績と比べておおむね 3 割削減を図るとされているところ、平成 24 年度の削減率は 41.5%であり、着実な削減が図られていることは評価できるが、機構の研究成果の普及は重要であることから、更なるサービスの質と量の向上のための対応について、検討を期待する。

平成 24 年度において、大阪の印刷事業場に係る労災請求に端を発した「胆管がん問題」に対して、大阪産業保健推進センター、大阪労働局及び機構本部が連携し、相談対応フローチャートを作成し、相談への対応体制を確保した後、全国の産業保健推進センター等において印刷業に従事している労働者等からの健康不安に係る相談や事業者からの環境管理、作業管理等に関する相談に対応できる体制を迅速に整備したことや、厚生労働省からの要請を受け、専用のフリーダイヤル相談窓口を設置したことは評価できる。

なお、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）等を踏まえ、平成 22 年度に廃止（経過措置として平成 24 年度末まで支給業務を実施）とされたことから、廃止に向けて混乱のないように適切な取組が求められるが、産業保健関係者等に対してホームページ・メールマガジン等を活用し、広く周知を行うとともに、平成 24 年度継続申請者あてに個別に助成金の終了を通知するなど適切に対応していることは評価できる。

⑤ 未払賃金の立替払事業

未払賃金の立替払事業については、請求書の受付日から支払日までの期間について、平成 24 年度には、目標（25 日以内）を大幅に上回り、過去最短の 17.3 日となっており、労働者の立場に立って的確に事業が推進されている。

また、破産した企業（民事再生等を含む。）に対する求償（労働者から代位取得した賃金請求権に基づくもの）についても、平成 24 年度には、累積回収率が過去最高の 24.9%となっており、これまでの実績を更新し、目標を達成している点は高く評価できる。

なお、不正受給の防止のため、都道府県弁護士会での立替払制度研修会の開催を要請し、不正受給事案の内容を説明することによって、破産管財人が証明を行う際の注意喚起を促す等の取組も評価できる。

⑥ 納骨堂の運營業務

産業殉職者合祀慰霊式においては、慰霊式会場の後方からでも慰霊式の進行内容が見えるようにTVモニターを設置し、また、高齢者、障害者等に配慮した坂道でのキャリーカートの実行など、慰霊式参列者の方々のための改善が認められ、例年、満足度調査において中期目標を上回る高い評価を得ていることは評価できる。

なお、納骨堂そのものの運営は適切に行われ、社会的啓発の意味からも評価できるが、事業の周知については、更なる取組を期待する。

(3) 財務内容の改善等について

① 財務状況について

機構の財務内容については、厚生年金基金資産減少に伴う退職給付費用の増等の影響はあるものの、平成 22 年度以降 3 年連続で経常損益について黒字を確保するなど、着実な改善が見られる。今後、なお一層の経営改善を推し進め、繰越欠損金の解消に向けた計画的な取組を期待する。

② 人事、施設・整備に関する計画

人事に関する取組については、平成 16 年度当時、運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員が 800 人であったところ、平成 24 年度には 650 人まで削減している。また、派遣交流制度等の活用により、職員の活性化に努めているが、今後、更なる活発な交流を期待したい。